

皇學館大学研究開発推進センターと神社本庁総合研究所  
との学術研究協力に関する覚書

皇學館大学研究開発推進センター（以下「甲」という。）と神社本庁総合研究所（以下「乙」という。）は、甲と乙の学術研究協力関係を推進するため、次の通り覚書を締結する。

（対象となる研究事業）

第1条 研究協力の対象は、研究開発推進センター（神道研究所、史料編纂所、佐川記念神道博物館）の研究事業とする。

（研究協力の在り方）

第2条 具体的な研究協力の在り方・方法については、甲と乙で協議の上、具体的に定める。

（研究成果の帰属・公開・活用）

第3条 研究事業の実施により得られた研究成果の帰属及びその公開・活用については、甲と乙の協議によって定める。

（有効期間）

第4条 この覚書の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、覚書の有効期間満了の3カ月前までに、甲と乙のいずれからも覚書の解消の申し出がない場合には、この覚書はその後3年毎に自動更新する。

（定めのない事項の処理）

第5条 この覚書に定めのない事項については、甲と乙で協議の上、調整する。

（覚書の改廃）

第6条 この覚書の内容については、甲と乙の合意のもと、必要に応じて改廃できる。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲と乙それぞれが署名押印の上、各1通を保有する。

令和6年8月26日

（甲）

三重県伊勢市神田久志本町1704  
皇學館大学研究開発推進センター

センター長

松本丘

（乙）

東京都渋谷区代々木1-1-2  
神社本庁総合研究所

所長 田中恒清

